

千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 13 階 東京労働局労働基準部賃金課

東京労働局長 土田浩史様

東京都府中市栄町 橋本策也

『東京都最低賃金の低額改定に異議を申し立てます』

過日東京地方最低賃金審議会（以下「審議会」と略）は、東京都最低賃金の 28 円増を答申しました。

私は以下 7 月 21 日の審議会答申による東京の最低賃金低額改定に異議を申し立て、審議会審議のやり直しと低額改定の変更を求めます。

7 月 16 日中央最低賃金審議会は、目安小委員会の決定を受け、全国 A-D ランク同一 28 円の最賃引き上げ目安を決定し、それをもとに東京地方最低賃金審議会が答申を行った。

①目安方式の妥当性

中央最低審議会は、昨年度の検討以前から、A～D ランクの「目安」提示という方法について見直しの必要性を自覚していた。特に 2020 年の「目安提示見送り」にたいし、41 県で最賃改定＝引き上げが行われ、特に地域間格差の拡大への懸念が表明された。しかしながら、中央最低賃金審査会はこの「目安の在り方」見直し論議を、「コロナ」などの理由をつけ、今秋以降に先送りとした。格差は 2006 年の 109 円から 2020 年には 221 円まで広がったが今回の全国 A-D ランク同一 28 円という格差是正にはつながらない決定となった。

②A～D ランク方式の問題点

多くの国で最低賃金は全国一律である。賃金相場・生活費・支払能力の三つの視点を根拠とする日本の最低賃金においても、生活費の差が 30% もないことは明白である。日本において、年金給付は全国同一、医療保健会計も全国同一、公務員賃金は格差 20% の地域手当によって 7 段階、介護保険報酬は 8 地域区分で 20% 以上の差、生活保護は 3 級地 6 段階と、それぞれ最低生計費や地域賃金動向を根拠とするとしながらもバラバラであり、地域区分見直しもあり行われない。これらがそれぞれ独立して精緻に調

査理論づけされる結果として、格差設置がばらばらであるとするなら、最低賃金こそがその格差発生原因かみしれず、最低賃金こそ精緻な調査に基づく 48 県別設定でなければおかしい。しかし各県の最賃審議会は、各都県から十分な数値を得ているわけでもなくその精査も不十分のまま、中央審議会の「目安」の 4 ランクをもとに決定されているに過ぎない。2020 目安を「据え置き」として従った東京ほか 7 府県は、今度は 28 円目安にそのまま従うのか、都府県最賃審議会とはなんなのか？

国家公務員地域手当

級地	主な支給地域	支給割合
1級地	東京23区	20%
2級地	大阪市、横浜市	16%
3級地	さいたま市、千葉市、名古屋市	15%
4級地	神戸市	12%
5級地	水戸市、大津市、京都市、奈良市、広島市、福岡市	10%
6級地	仙台市、宇都宮市、甲府市、岐阜市、静岡市、津市、和歌山市、高松市	6%
7級地	札幌市、前橋市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、長野市、岡山市、徳島市、長崎市	3%

③全国一律でなければ「自治」でなければならない

2020 年最賃は、41 県で中央最賃審議会の目安 0 の中で引き上げが行われたが、それは目安 0 に 1 ～ 3 円プラスという結果であり、その都府県での数字の積み上げによってとはいえない。連邦最賃が 7 ドル 25 セントと低いアメリカでも、30 州とワシントン特別区はこれを上回り、全米加重平均額は 11.80 ドル。労働者の約 4 割を占める 9 州では 15 ドルを目指すとして、これをもとにバイデン政権は 12 年間上がっていない連邦最賃の 15 ドルへの引き上げを公約としており、各地の最賃 UP を連邦が追いかける形になっている。

2014 年最低賃金を 22 スイスフラン（約 2500 円）という、世界最高額の最低賃金を定めるかどうかの国民投票が反対 76%で否決されたスイスだが、実質的にはスイスの労働者の 9 割は、すでに時給 22 スイスフラン以上の賃金を得ているとされる。2020 年 10 月ジュネーブ州は同州の最低賃金を時給 23 スイスフラン（約 2622 円）に新たに設定する是非を問う住民投票を実施し、58%が支持して導入を決めた。すでに 4 州と多数の都市で 20 スイスフラン以上の最低賃金が定められており、「連邦」での設定に根強く反対があるもの、23 スイスフランでの再度の国民投票が予定されている。

全国一律の最低賃金でない「連邦制」「合衆国」では、各州での最賃設定が独自になされている。「全国目安」での決定という方式は、経済的整合性もなく、自治でもない。

④密室の最賃決定方式

そもそも ILO 最賃条約（131 号）は、最賃決定を「**関係のある代表的労使団体と合意または十分に協議して行う**」としている。また、各国では、

英：2020 年までに収入の中央値の 60%以上にするという目標を達成したのち、2024 年まで中央値の 3 分の 2 までに引き上げる方針

仏：賃金スライド+物価スライド+政府加算（2020 は政府加算なし）

独：各産業別など協約賃金上昇率をもとにする

など明確な基準のもとに決められており、コロナ禍でもこれを基本に一時避難的減額はあったものの、2020,2021 とともに引き上げられた。

日本でこれに対応するのが 2017 年の「早期に加重平均 1000 円を目指す」（働き方改革実現会議決定）、しかし 2020 年は 0-3 円の引き上げとなり、2021 年 5 月に再度「早期に平均 1000 円」と経済財政諮問会議で定め、この政府方針に基づく形で 2021 年 28 円アップの中央最賃審議会目安となった。

結果として 2020 年据え置きには労働側が猛反発、東京地方最低賃金審議会でも労働側委員退席となり、逆に 2021 年同審議会では経営側委員退席の事態となった。これが労使と合意・十分な協議のもとといえようか。基本となる中長期目標なく、時々政権の思惑で決定されている中央審議会の目安に、東京地方最賃審議会は従うのみである。

しかもこれら決定はすべて密室の中での決定である。東京地方最低賃金審議会は、公開の審議会会議も、コロナを理由に傍聴者を 4 人と半減させ、別室での中継なども行わなかった。また議事録などの公開も、規定改正して早めるとしたものの、次回会合時まで公開されていない。ましてや実質論議の小委員会については全く非公開、今日に至るまで小委員会委員名簿も公示されておらず、中央最低賃金審議会よりもはるかに公開度が低く、お

そらく全国最低の密室審議である。

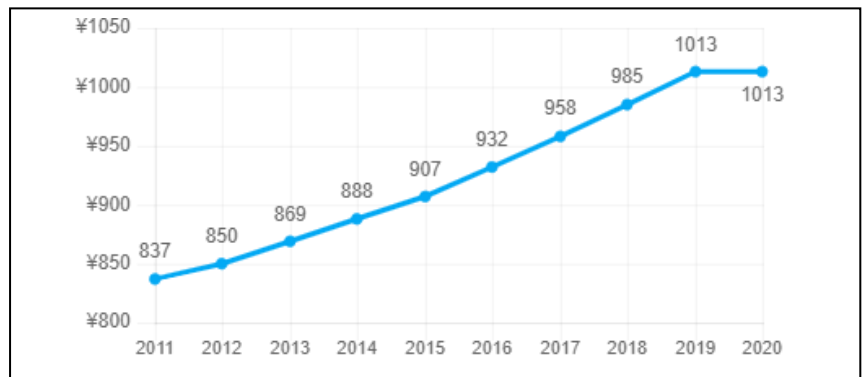
⑤最低賃金で生活する労働者の声が反映されていない。

最低賃金が適応されている労働者は、全労働者の 2 割近くいる。しかしながら東京都最低賃金の審議・決定にその声は生かされていない。審議会委員は全体でも、女性は 3 分の 1、労働側委員についてもその多くは大産別の専従書記で、職場で働いている人は少数。おそらく最賃労働者ではないし、職場で最賃労働者と接してもいない。

最低賃金は、歴史的には産業別などの労使協約賃金の拡張適応をさらに敷衍する経過でうまれた。したがって労使の全国段階・各地方段階でも、協約賃金の設定にかかわってすべての労働者の声が反映されてきた。「ドイツのバイエルン地方のガソリンスタンドで働く労働者の協約賃金」といったモデルである。しかし日本では労働協約による賃金の影響力がひくく、さらに労働者の非正規化に対し、正規社員中心の労働組合の賃金交渉影響力はさらに低くなっている。さらに「労働者」にすら入らないフリーランスや請負労働者が増加している。韓国では最低賃金法で最賃審議委員会に非正規労働者を加えることが法定されているが、最低賃金で働く労働者の声を反映する仕組みは不可欠である。審議会審議の公開などはもちろん、幅広くパブリックコメントを公示する、メールでの意見提出を可とする、さらには他府県で行われている意見陳述の機会を保障することが必要である。

⑥28 円は低すぎる

2017 年の「早期に加重平均 1000 円を目指す」（働き方改革実現会議決定）から考えるなら、昨年の据え置きをくわえた少なくとも 2 年分の引き上げと、それに上乗せする格差是正が必要である。全国で最も高い東京都の最低賃金を 2 年分、6%60 円以上引き上げて基準とし、各地域はこれに向け大幅引き上げで格差を詰めることで早期に目標を達成することが必要である。



⑦雇用調整助成金の上限

『雇用調整助成金』を活用した休業補償について、助成金の本来の上限日額 8330 円が東京の最低賃金額とほぼ同額以下になることになる。コロナ過の対策としてこの上限額が日額 15000 円：時給 1875 円相当への大幅引き上げられ、幾度となく打ち切りが計画されたにもかかわらず、今日まで特例として継続さらていることから最低賃金も引き上げられるべきである。しかしこの雇用調整助成金上限額の引上げに関連しての考察が審議会でも全く行われていない。全国で最もこの上限額が最低賃金に近づいた東京都の最低賃金審議としては不十分である

上記の理由などにより、今回の 28 円改定は不当であり、公開され最低賃金該当労働者の声を反映した審議会の再審議をもとめます。

以上